二十三第一号イ(2)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九条の二十三の三第一号イ及び第二号イ、第四十九条の二十三の四、第四十九条の二十四の二第一号ロからヘまで並びに第二号イ及びロ、第四十九条の二十四の三第一号及び第二号ロ、第四十九条の二十七第一項第五号、第六号及び第八号、第四十九条の二十七第二項、第五十四条第二号へからチまで、第五十四条の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七条の二の二第三項又は第五十七条の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験をいう。）を行う。

［一・三　略］

様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号Ⓡ及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

［様式略］

［注１～３　略］

４　技術基準適合証明番号の最初の３文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、４文字目又は４文字目及び５文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
第２条第１項第１号の９に掲げる無線設備	S
［略］	［略］
第２条第１項第20号の２に掲げる無線設備	ＶＸ
第２条第１項第20号の３に掲げる無線設備	ＨＲ
第２条第１項第20号の４に掲げる無線設備	ＩＲ
［略］	［略］

［５　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第三十七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月二十二日

農林水産大臣　**吉川　貴盛**

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

十九条の二十三第一号イ(2)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九条の二十三の三第一号イ及び第二号イ、第四十九条の二十三の四、第四十九条の二十四の二第一号ロからヘまで並びに第二号イ及びロ、第四十九条の二十四の三第一号及び第二号ロ、第四十九条の二十七第一項第五号、第六号及び第八号、第四十九条の二十七第二項、第五十四条第二号へからチまで、第五十四条の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七条の二の二第三項又は第五十七条の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験をいう。）を行う。

［一・三　同上］

様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

［同左］

［様式同左］

［注１～３　同左］

４　［同左］

特定無線設備の種別	記号
第２条第１項第１号の４に掲げる無線設備	ＭＸ又はＮ
第２条第１項第１号の９に掲げる無線設備	S
［同左］	［同左］
第２条第１項第20号の２に掲げる無線設備	ＶＸ
［同左］	［同左］

［５　同左］